

令和 3 年 9 月 21 日  
独立行政法人都市再生機構

## 入札及び契約手続における当機構発信文書の押印の見直しについて（お知らせ）

日頃から当機構の業務につきまして御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、入札及び契約に係る手続において、当機構から当機構外に発信する文書の押印の見直しにつきまして、下記のとおり運用を開始することとなりましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 原則、押印を省略する書類

通知書、回答書、承諾書、その他入札及び契約手続において当機構から発信する書類  
※契約書、契約書に準ずる書類（覚書、協定書等）、債権譲渡に関する書類、契約保証金に関する書類等は従来どおり押印を継続します。

#### 2 押印を省略する場合の方法

従来押印していた文書で、今後押印を省略する文書には、発信者名の下に「(公印省略)」と記載いたします。

#### 3 その他

従来どおり当機構が押印した書類が必要な場合は、当該文書に記載の連絡先、又は各発注案件の入札公告等に記載の連絡先までお問い合わせください。

#### 4 本件取扱開始日

本件の取扱いは、令和 3 年 9 月 22 日から運用開始とします。

以 上